

# 市・府民税（住民税）の課税のしくみ（令和2年度）

令和2年度の市・府民税の課税は、令和2年1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。  
令和2年1月2日以降亀岡市に在住しなくなった場合（転出した場合、または死亡した場合）についても令和2年度の市・府民税は亀岡市に納税していただくことになります。  
令和2年度の税額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得に対して課税されます。

## 1 令和2年度市民税・府民税の主な改正について

### (1) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。また、令和元年6月1日以降に総務大臣から指定を受けていない地方団体へ寄附を行った場合、ふるさと納税の対象外となります。

※個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除の対象にはなりません。対象となる地方団体は、ふるさと納税ポータルサイト（総務省）をご覧ください。

### (2) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充

消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、所得税及び住民税の住宅借入金等特別控除の適用期間が現行の10年から13年に延長されました。

所得税における住宅借入金等特別税額控除の11年目以降の3年間については、消費税率の2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。具体的には各年において以下のいずれか少ない金額が控除されます。

1. 建物購入価格×2%÷3
2. 住宅ローン年末残高の1%

今回の措置により延長された控除期間においては所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7% 最高136,500円）の範囲内において、住民税から控除されます。

	拡充前	拡充後
居住開始年月	平成26年4月～令和3年12月	令和元年10月～令和2年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	13年

※令和3年1月以降に居住した場合は拡充前の控除限度額及び控除期間が適用されます。

## 2 市・府民税の計算方法

市・府民税額 = ①所得割額 + ②均等割額			
① 所得割額 = $\frac{\text{課税総所得金額}}{[\text{イ}]} \times \frac{[\text{ハ}]}{[\text{ロ}]} - \frac{\text{税額控除}}{[\text{ニ}]} (\ast)$			
※税額控除 = $\frac{\text{調整控除}}{[\text{ホ}]} + \frac{\text{配当控除}}{[\text{ヘ}]} + \frac{\text{住宅借入金等特別税額控除}}{[\text{ト}]} + \frac{\text{寄附金税額控除}}{[\text{チ}]}$ など			
② 均等割額 = 5,600円 (市民税3,500円、府民税2,100円)			

### 〔イ〕 課税総所得金額

〔ロ〕 総所得金額から〔ハ〕 所得控除を差し引いた金額 (1,000円未満は切り捨て) です。

### 〔ロ〕 総所得金額

令和元年分の**各所得の合計額**です。所得の求め方は次のように所得の種類により異なります。

#### (1) 給与所得の速算表 (単位:円)

給与収入の合計額	給与所得の金額	給与収入の合計額	給与所得の金額
650,999まで	0	1,628,000～1,803,999	A×4×60%
651,000～1,618,999	収入金額-650,000	1,804,000～3,603,999	A×4×70%-180,000
1,619,000～1,619,999	969,000	3,604,000～6,599,999	A×4×80%-540,000
1,620,000～1,621,999	970,000	6,600,000～9,999,999	収入金額×90%-1,200,000
1,622,000～1,623,999	972,000	10,000,000以上	収入金額-2,200,000
1,624,000～1,627,999	974,000		

A = 給与収入の合計額を4で割って千円未満の端数を切り捨てた金額

#### (2) 公的年金等に係る雑所得の速算表 (単位:円)

65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)		65歳未満(昭和30年1月2日以降生まれ)	
公的年金等収入金額	公的年金控除後の金額	公的年金等収入金額	公的年金控除後の金額
3,299,999まで	収入金額-1,200,000	1,299,999まで	収入金額-700,000
3,300,000～4,099,999	収入金額×75%-375,000	1,300,000～4,099,999	収入金額×75%-375,000
4,100,000～7,699,999	収入金額×85%-785,000	4,100,000～7,699,999	収入金額×85%-785,000
7,700,000以上	収入金額×95%-1,555,000	7,700,000以上	収入金額×95%-1,555,000

(3) その他の所得 上記のほか事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得などがあります。

### 〔ハ〕 所得控除

- (1) 基礎控除額 …33万円
- (2) 社会保険料控除額 …支払金額の全額
- (3) 小規模企業共済等掛金控除額 …支払った小規模企業共済掛金、個人型年金加入者掛金、または心身障害者扶養共済掛金の合計額

(4) 生命保険料控除額 (端数切り上げ)

区分	支払金額	所得控除額	区分	支払金額	所得控除額
①新生命保険料 ②新個人年金保険料 ③介護医療保険料 の控除額 (H24.1.1以降契約)	12,000円以下	支払保険料の 全額	④旧生命保険料 ⑤旧個人年金保険料 の控除額 (H23.12.31以前契約)	15,000円以下	支払保険料の 全額
	12,000円超、 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円		15,000円超、 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円
	32,000円超、 56,000円以下	支払額×1/4+ 14,000円		40,000円超、 70,000円以下	支払額×1/4+ 17,500円
	56,000円超	一律28,000円		70,000円超	一律35,000円
※①、②、③の合計額の上限は70,000円			※④、⑤の合計額の上限は70,000円		

《新契約、旧契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合》

それぞれの計算式で求めた合計額となり、各控除の上限は28,000円、合計額の上限は70,000円

(5) 地震保険料控除額 (端数切り上げ)

区 分	支払金額	所得控除額
(a)地震保険料のみの場合	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,000円超	一律25,000円
(b)長期損害保険料のみの場合 (10年以上で満期返戻金あり) ※H18年末までに締結したものに限り	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超、15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,000円超	一律10,000円
(c) (a)と(b)両方ある場合	(a)+(b) (上限25,000円)	

※ 地震保険料と長期損害保険料の双方に該当するものは、1契約単位にいずれか一方で控除額を計算します。

(6) 扶養控除額 (扶養される者の合計所得金額が38万円以下の場合に適用)

一般の扶養親族		33万円
特定扶養親族		45万円
老人 扶養親族	同居老親等以外の者	38万円
	同居老親等	45万円

一般の扶養親族 …16歳以上19歳未満 (平成13.1.2～平成16.1.1生まれ)

23歳以上70歳未満 (昭和25.1.2～平成9.1.1生まれ)

特定扶養親族 …19歳以上23歳未満 (平成9.1.2～平成13.1.1生まれ)

老人扶養親族 …70歳以上 (昭和25.1.1以前生まれ)

同居老親等 …本人またはその配偶者の直系尊属 (父母・祖父母など) で同居している者

(7) 配偶者控除額（扶養される配偶者の合計所得金額が**38万円以下**の場合に適用）

区分	納税義務者の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者		33万円	22万円
老人控除対象配偶者		38万円	26万円	13万円

老人控除対象配偶者…70歳以上（昭和25.1.1以前生まれ）

(8) 配偶者特別控除額

配偶者の 合計所得金額	【参考】 配偶者の 給与収入金額	納税義務者（扶養する人）の 合計所得金額			
		900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配 偶 者 特 別 控 除	38万円超～90万円以下	103万円超～155万円以下	33万	22万	11万
	90万円超～95万円以下	155万円超～160万円以下	31万	21万	11万
	95万円超～100万円以下	160万円超～167万円以下	26万	18万	9万
	100万円超～105万円以下	167万円超～175万円以下	21万	14万	7万
	105万円超～110万円以下	175万円超～183万円以下	16万	11万	6万
	110万円超～115万円以下	183万円超～190万円以下	11万	8万	4万
	115万円超～120万円以下	190万円超～197万円以下	6万	4万	2万
	120万円超～123万円以下	197万円超～201万円以下	3万	2万	1万

(9) 障害者控除額

一般の障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

(10) 寡婦・寡夫控除額…26万円（特定の寡婦は30万円）

(11) 勤労学生控除額 …26万円

(12) 医療費控除額 …(支払医療費－保険金等補てん額)－(10万円と総所得金額等の5%の  
いずれか**少ない方の金額**)（最高控除限度額200万円）

(13) セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

…(医薬品購入金額－保険金等補てん額)－12,000円（最高控除限度額8万8千円）

(14) 雑損控除額 …次の(ア)、(イ)で計算されるいずれか**多い方の金額**

(ア) (損失額－保険金等補てん額)－(総所得金額等×10%)

(イ) 災害関連支出の金額－5万円

## 〔二〕 税率

### (1) 所得割の税率

課税総所得金額、課税退職所得金額（分離課税されるものを除く）および課税山林所得金額の合計額 × 税率 10%（市民税 6% + 府民税 4%）

※税率については、地方税法に定める標準税率（日本全国一律）を適用しています。

### (2) 分離譲渡所得の税率表

区分及び課税所得額		市民税	府民税
一般	長期譲渡	3.0%	2.0%
	短期譲渡	5.4%	3.6%
居住用財産	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
優良住宅地等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
上場株式等譲渡所得		3.0%	2.0%
未公開株式など譲渡所得		3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得		3.0%	2.0%
先物取引による所得		3.0%	2.0%

## 〔六〕 調整控除

市・府民税は、基礎控除や扶養控除などの人的控除額が所得税より低く定められています。

（例：市・府民税基礎控除額 33万円 所得税基礎控除額 38万円）

よって、市・府民税は、同じ所得金額でも課税所得金額が所得税の場合よりも大きくなります。

このため、各納税者の人的控除の差に応じて市・府民税を減額する調整控除が適用されます。

### <調整控除額の算出方法>

市・府民税の課税所得金額(※)	税額から控除される額
200万円以下	次の①と②のいずれか小さい額×5% ① 人的控除額の差の合計額 ② 市・府民税の課税所得金額
200万円超	{人的控除額の差の合計額－(市・府民税の課税所得金額－200万円)}×5% ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

※「市・府民税の課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。（課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含みません）

## ※人的控除額の差

所得控除（人的控除分）		人的控除の差		
基礎控除		5万円		
配偶者控除	納税義務者の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得 38万円超 40万円未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得 40万円超 45万円未満	3万円	2万円	1万円
扶養控除	一般	5万円		
	特定	18万円		
	老人	10万円		
	同居老親等	13万円		
障害者控除	一般	1万円		
	特別	10万円		
	同居特別	22万円		
寡婦控除	一般	1万円		
	特定	5万円		
寡夫控除		1万円		
勤労学生控除		1万円		

## 〔へ〕 配当控除

株式などの配当所得×控除率＝配当控除

控除率

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※外国法人からの配当等、配当控除の対象とならないものもあります。

## 〔ト〕 住宅借入金等特別税額控除

(1) 適用要件
所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった金額があり、平成21年1月1日から令和3年12月31日までに入居した人
(2) 市・府民税で控除できる住宅借入金等特別控除額
次の①と②のいずれか少ない金額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった金額 ② 【平成26年3月までの入居者】 所得税の課税総所得金額等×5%の金額（限度額97,500円） 【平成26年4月～令和3年12月までの入居者】 所得税の課税総所得金額等×7%の金額（限度額136,500円）
※消費税率10%が適用される住宅取得等に関する11年目以降の適用については、P. 1に記載。

## 〔チ〕 寄附金控除

(1)	都道府県・市区町村への寄附金	対象寄附先	市町村または特別区、都道府県
		控除額	① (寄附金－2,000円) × 10% (市民税6%＋府民税4%) ② (寄附金－2,000円) × [90%－0～45% (所得税の限界税率) × 1.021] (市民税3/5、府民税2/5) ①＋②＝控除額 ※②は市・府民税所得割から調整控除後の金額の20%が限度 (例) 寄附金60,000円、所得税の限界税率10%の場合 ① (60,000円－2,000円) × 10% = <u>5,800円</u> ② 市民税 (60,000円－2,000円) × {90%－(10%×1.021)} × 3/5 ≒ <u>27,767</u> (以下端数切上) 府民税 (60,000円－2,000円) × {90%－(10%×1.021)} × 2/5 ≒ <u>18,512</u> ① 5,800円＋② (27,767円＋18,512円) = 控除額 <u>52,079円</u>
(2)	一般の寄附金	対象寄附先	京都府共同募金会、日本赤十字社京都府支部、市区町村への寄附金 (特例控除対象外)
		控除額	[寄附金－2,000円] × 10% (市民税6%＋府民税4%)
(3)	条例で指定されている団体への寄附金	対象寄附先	京都府または亀岡市の条例で指定している団体
		控除額	[寄附金－2,000円] × 市民税6% (亀岡市条例指定) 府民税4% (京都府条例指定) ※両条例で指定されている場合は [寄附金－2,000円] × 10% (市民税6%＋府民税4%)

※上記(1)、(2)、(3)あわせて総所得金額等の30%が対象寄附金の限度額となります。

### 3 市・府民税の納付方法

#### (1) 普通徴収

6月、8月、10月、12月の年4回に分けての納付となります。

亀岡市から6月中旬頃に送付いたします納税通知書で、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口または口座振替により納付いただきます。また、平成30年度からクレジットカード、令和2年度からPayPay、LINE Payでも納付が可能となりました。

新たに口座振替による納付を希望される方は、市役所や市内の金融機関、郵便局の窓口に設置しております口座振替依頼書に必要事項を記入の上、お申込みください。

#### (2) 給与からの引き落とし（給与特別徴収）

6月から翌年5月までの毎月の給与から引き落とします。

#### (3) 公的年金等特別徴収（公的年金等からの引き落とし）

65歳以上の方は原則として公的年金から直接引き落とします。

本人の希望により年金からの特別徴収を止めて、普通徴収を選択することはできません。

また、年金所得以外の所得について、年金から特別徴収することはできません。

公的年金所得に係る税額のみが年金特別徴収となります。

他に給与所得やその他の所得がある場合は、公的年金所得は公的年金からの特別徴収となり、給与所得やその他の所得は、給与からの特別徴収又は普通徴収として納付していただきます。

※ (3) の対象者は以下のア、イ、ウの要件にすべて該当する方です。

ア 当該年度の4月1日に老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方

イ 年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給されている方

ウ 亀岡市の介護保険料が年金から引き落とされている方

**以上のとおり、納付方法は分かれますが、それぞれの方法で納付いただいた合計額が、1年間の納税額になります。（二重課税になるものではありません）**

#### ◎所得の種類に応じた市・府民税の納付方法

年齢	所得の区分	納付方法
65歳未満の方	給与所得	普通徴収または給与特別徴収
	公的年金等所得	普通徴収または給与特別徴収 ・給与所得が給与特別徴収の場合、原則として給与特別徴収 ・給与所得がない場合および給与所得が普通徴収の場合は普通徴収 (平成22年度から65歳未満の方の公的年金等所得に係る税額は、原則として給与からの特別徴収に改正されました)
	その他の所得	普通徴収または給与特別徴収
65歳以上の方	給与所得	普通徴収または給与特別徴収
	公的年金等所得	原則として公的年金等特別徴収 (給与からの特別徴収はできません。また納付方法の選択はできません)
	その他の所得	普通徴収または給与特別徴収

○公的年金等特別徴収の納め方

◇令和2年度に新たに公的年金等特別徴収となる人

	納付書で納める（普通徴収）		年金からの引き落とし（公的年金等特別徴収）		
月	6月（1期）	8月（2期）	10月	12月	2月
算出方法	年税額の1/4		年税額の1/6		

○普通徴収

年度の前半は、第1期分（6月）と第2期分（8月）に年税額の4分の1ずつを、納付書又は口座振替で納めていただきます。

○公的年金等特別徴収

年度の後半は、10月、12月、2月の年金支給額から年税額の6分の1ずつが引き落としされます。

◇令和元年度から引き続き公的年金等特別徴収となる人

	公的年金等からの引き落とし（公的年金等特別徴収）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	仮徴収 (前年度分の年税額×1/2) ×1/3			本徴収 (年税額-仮徴収額) ×1/3		

○仮徴収

年度の前半は、前年度の税額の6分の1ずつが、4月、6月、8月の年金支給額から引き落としされます。

○本徴収

年度の後半は、確定した年税額から年度の前半分（仮徴収分）を差し引いた税額の3分の1ずつが、10月、12月、2月の年金支給額から引き落としされます。

## 4 市・府民税が非課税となる人

(1) 均等割も所得割も非課税となる人

- ア 前年中に所得がなかった人
- イ 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ウ 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年中の所得額が125万円以下であった人
- エ 前年中の合計所得金額が下表に該当する人

扶養親族等	前年中の所得金額（合計所得金額）
なし	28万円以下の人
あり	{(本人(1)+同一生計配偶者(1)+扶養親族数) ×28万円+16万8千円}以下の人

※合計所得金額とは、総所得金額等に各損失の繰越控除を適用する前の金額です。

※扶養親族数には年少扶養親族（16歳未満）を含みます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にし、前年度の合計所得金額が38万円以下の配偶者を言います。

(2) 所得割のみ非課税となる人 (均等割5,600円のみ課税)

扶養親族等	前年中の所得金額(総所得金額等)
なし	35万円以下の人
あり	{(本人(1)+同一生計配偶者(1)+扶養親族数)×35万円+32万円}以下の人

※総所得金額等とは、合計所得金額に各損失の繰越控除を適用した後の金額です。

※扶養親族数には年少扶養親族(16歳未満)を含みます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にし、前年度の合計所得金額が38万円以下の配偶者を言います。

上記のとおり、住民税は16歳未満の年少扶養親族を含めて算定し、非課税となるか判定します。そのため、源泉徴収票の「16歳未満扶養親族」欄の記載が漏れていたり、確定申告書の第2表にある「16歳未満の扶養親族」欄への記載を忘れた場合、16歳未満の年少扶養親族を含めて所得額を算定することができません。該当する方は、税務課市民税係で市・府民税の申告書を提出してください。

## 5 市・府民税の申告

(1) 市・府民税の申告が必要な人 (ただし(2)の人を除きます)

- ア 1月1日現在、市内に居住していて、前年中に所得のあった人
- イ 市外の居住者で、1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷をお持ちの人
- ウ 所得証明書などが必要となる人
- エ 国民健康保険に加入されている人
- オ 公営住宅に入居されている人
- カ 児童扶養手当を受給されている人
- キ 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と市・府民税で異なる課税方式を選択する場合(市・府民税の納税通知書が送達される日までに申告いただく必要があります。)

(2) 市・府民税の申告が不要な人

- ア 確定申告をした人
- イ 所得が年末調整された給与だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
- ウ 所得が公的年金のみで、年金支払先から公的年金等支払報告書が市に提出されている人

(3) 申告の期限 毎年3月15日まで(3月15日が土日祝日の場合は翌平日まで)

<問い合わせ> 亀岡市税務課市民税係 電話(直通) 0771-25-5012